

令和6年度

委 託 仕 様 書


委 託 名	下水道用資機材等価格調査業務委託（単価契約）
委 託 箇 所	川越市内全域
路 河 川 名 称	
事 業 名	
業 務 大 要	

下水道用資機材等価格調査（単価契約） 一式

変更理由								
備考								
地区	( 0001 ) 県南	労務費補正	-	機械経費(賃料)補正	-			
単価適用年月	( R0604 ) 令和06年04月							
工期	当初	自		至	令和 7年 3月 31日			
		日数						
	変更			至				
経費適用年月	令和06年04月							
設計	当初金額			変更金額				
	業務価格							
	消費税相当額							
	合計							
請負	業務価格							
	消費税相当額							
	合計							
	請負増減額							
週休2日区分	-							

(税抜き)

区分	単位	単価 (円)	案分率 (%)	内 容
A資材等	A-1	種目	1.4432	一般資材等。 図面の不要な資材等。 簡単な聞き取り調査で調査結果が得られるものであり、物価資料等掲載品目に準ずる標準品等。
	A-2	種目	1.7258	上記において同一種目11規格以上30規格以下の調査を行う場合。
B資材等	B-1	種目	2.7393	特定な地域で生産される資材等。 図面の不要な資材等。 調査対象地域への実地調査を伴うなど、簡単な聞き取り調査だけでは調査結果が得られない、物価資料等掲載種目に準ずる標準品等。
	B-2	種目	3.0123	上記において同一種目11規格以上30規格以下の調査を行う場合。
C資材等	C-1	種目	5.3223	特注資材等。 図面が必要な資材等。 指定図面に基づく仕様で調査を行い、類似品の市場情報を応用するなど、簡単な聞き取り調査だけでは調査結果が得られない資材等。
	C-2	種目	5.9262	上記において同一種目11規格以上30規格以下の調査を行う場合。
工事費等 調査D	D-1	種目	5.5107	図面が必要な工種等。 指定図面に基づく仕様で調査を行い、工法・使用機械等が定まっていて、単位当りの工事費等を求める土木工事標準積算基準書および他機関(土木工事標準積算基準書以外)の積算基準に準ずる工事費等調査。
	D-2	種目	5.9408	上記において同一種目6規格以上の工事費等調査を行う場合。
	D-3	種目	8.2517	D-1、D-2にて特殊工法等を用いる積算基準に準拠していない工事費等調査。
	D-4	種目	8.8880	上記において同一種目6規格以上の工事費等調査を行う場合。
工事費等 調査E	E-1	種目	9.9158	歩掛等の内訳を含む(検討が必要な)工事費等調査。 図面が必要な工種等。 指定図面に基づく仕様で調査を行い、土木工事標準積算基準書および他機関(土木工事標準積算基準書以外)の積算基準に準ずる工事費等調査。
	E-2	種目	10.5766	上記において同一種目6規格以上の工事費等調査を行う場合。
	E-3	種目	14.8821	E-1、E-2にて特殊工法等を用いる積算基準に準拠していない工事費等調査。
	E-4	種目	15.8652	上記において同一種目6規格以上の工事費等調査を行う場合。
合 計			100.0000	

## (入札価格の算出)

- 1 入札額は、各項目の単価の合計(税抜き)とする。
- 2 契約単価は、合計額を発注者が示した案分率に基づき配分し、決定する。

## 設計単価

区分 単価	直接 人件費	その他原価	一般管理費等	合計
		$\alpha / (1 - \alpha)$	$\beta / (1 - \beta)$	
A-1				
A-2				
B-1				
B-2				
C-1				
C-2				
D-1				
D-2				
D-3				
D-4				
E-1				
E-2				
E-3				
E-4				
				合計

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
合 計		種目			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
合 計		種目			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
合 計		種目			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
合 計		種目			



名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
合 計		種目			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
合 計		種目			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
合 計		種目			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
合 計		種目			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
合 計		種目			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
技術員		人			
合 計		種目			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
合 計		種目			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
合 計		種目			



名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
合 計		種目			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人			
技師(A)		人			
技師(B)		人			
技師(C)		人			
合 計		種目			

## 下水道用資機材等価格調査業務委託（単価契約）特記仕様書

### （適用範囲）

第1条 この特記仕様書は、川越市上下水道局（以下「局」という。）で実施する下水道用資機材等価格調査業務委託（単価契約）（以下「本委託」という。）について適用する。

### （目的）

第2条 本委託は、公共事業における下水道用資材・機材・賃料・建設副産物等の受入処分費・工事費・歩掛等の実勢取引価格を調査することを目的とする。

### （対象地域）

第3条 川越市内全域を対象とする。

### （調査対象）

第4条 調査対象の区分については、別表-1のとおりとする。

### （入札価格の算出）

第5条 入札額は、各項目の単価の合計（税抜き）とする。

- 2 各項目の単価は、その合計額を発注者が示した案分率に基づき配分し、決定する。配分の際は、各項目の1円に満たない端数を切り捨て、区分「工事費等調査 E E-4」の項目で端数処理を行う。

### （委託業務実施計画書の提出）

第6条 受注者は、契約締結後、速やかに委託業務実施計画書を作成し、発注者に提出すること。

### （業務従事者名簿の作成）

第7条 受注者は、契約締結後、速やかに業務に係る業務従事者名簿を作成し、発注者に提出すること。

### （管理技術者）

第8条 受注者は、管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に提出すること。管理技術者を変更したときも同様とする。

- 2 受注者は、資機材等価格調査に係る業務の実務経験を有する者を管理技術者に配置すること。

(業務計画)

第9条 受注者は、業務着手前に調査方法や組織表等について業務計画書を作成し、発注者に提出すること。

(調査方法)

第10条 見積りは原則として3社以上から徴取する。ただし3社に満たない場合は理由を説明できるようにしておくこと。

- 2 見積りは、現場持込価格であることや、形状寸法・品質・規格など、詳細な条件を付して徴取する。
- 3 見積りは定価や公表価格でなく、実勢価格(実際の取引価格)とする。
- 4 徴取した見積りを比較して、他社との乖離が大きいと思われる場合は、見積りを徴取した相手方に、見積り条件の錯誤の有無などを確認し、錯誤がある場合は再提出を求める。
- 5 建設業団体からは、見積りを徴取しないこと。

(守秘義務)

第11条 受注者は、本委託において知りえた情報を第三者に漏らしてはならず、局の正当な利益を援護しなければならない。

- 2 受注者は、成果物(委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧及び複写、または譲渡してはならない。

(著作権の譲渡等)

第12条 受注者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下本条において「著作物」という。)に該当する場合には、原則として、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

- 2 発注者は、成果物が著作物の該当の有無にかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作

物の該当の有無にかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第7条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

(成果品)

第13条 本委託における成果品は以下のとおりとする。

- ・ 報告書 1部
- ・ 資機材等価格一覧表
- ・ その他、監督員が指示する資料

(委託料請求時における端数の取り扱い)

第14条 業務完了後、計算する請求額に係る1円未満の端数については、切り捨てとする。

(その他)

第15条 本特記仕様書各項について、質疑または記載のない事項が生じたときは、監督員と協議の上、実施するものとする。

以上

別表-1. 資材等および工事費等区分表

区分		内容
A 資材等	A-1	一般資材等。 図面の不要な資材等。 簡単な聞き取り調査で調査結果が得られるものであり、物価資料等掲載品目に準ずる標準品等。
	A-2	上記において同一種目 1 1 規格以上 3 0 規格以下の調査を行う場合。
B 資材等	B-1	特定な地域で生産される資材等。 図面の不要な資材等。 調査対象地域への実地調査を伴うなど、簡単な聞き取り調査だけでは調査結果が得られない、物価資料等掲載種目に準ずる標準品等。
	B-2	上記において同一種目 1 1 規格以上 3 0 規格以下の調査を行う場合。
C 資材等	C-1	特注資材等。 図面が必要な資材等。 指定図面に基づく仕様で調査を行い、類似品の市場情報を応用するなど、簡単な聞き取り調査だけでは調査結果が得られない資材等
	C-2	上記において同一種目 1 1 規格以上 3 0 規格以下の調査を行う場合。
工事費等調査 D	D-1	図面が必要な工種等。 指定図面に基づく仕様で調査を行い、工法・使用機械等が定まっていて、単位当りの工事費等を求める土木工事標準積算基準書および他機関（土木工事標準積算基準書以外）の積算基準に準ずる工事費等調査。
	D-2	上記において同一種目 6 規格以上の工事費等調査を行う場合。
	D-3	D-1、D-2にて特殊工法等を用いる積算基準に準拠していない工事費等調査。
	D-4	上記において同一種目 6 規格以上の工事費等調査を行う場合。
工事費等調査 E	E-1	歩掛等の内訳を含む（検討が必要な）工事費等調査。 図面が必要な工種等。 指定図面に基づく仕様で調査を行い、土木工事標準積算基準書および他機関（土木工事標準積算基準書以外）の積算基準に準ずる工事費等調査。
	E-2	上記において同一種目 6 規格以上の工事費等調査を行う場合。
	E-3	E-1、E-2にて特殊工法等を用いる積算基準に準拠していない工事費等調査。
	E-4	上記において同一種目 6 規格以上の工事費等調査を行う場合。